

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との
間の協定の説明書

外
務
省

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	投資の促進及び許可	一
3	内国民待遇	一
4	最恵国待遇	一
5	一般的待遇及び投資環境の整備	二
6	裁判所の裁判を受ける権利	二
7	透明性	二
8	腐敗行為の防止に関する措置	二
9	投資家の入国、滞在及び居住	二
10	収用及び補償	二
11	争乱からの保護	三
12	代位	三
13	資金の移転	三
14	両締約国間の紛争の解決	三
15	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	三

16	安全保障のための例外	三
17	一時的なセーフガード措置	四
18	信用秩序の維持のための措置	四
19	知的財産権	四
20	租税	四
21	協議	四
22	健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準	四
23	利益の否認	五
24	見直し	五
25	見出し	五
26	最終規定	五
三	協定の実施のための国内措置	五

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十四年（二十十二年）六月に日本国とオマーン国との間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、平成二十五年（二十十三年）二月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十七年（二十十五年）六月十九日に東京において、我が方中山外務副大臣と先方ムスラヒ駐日大使との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資財産設立後の投資活動の保護等について包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十六箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「投資活動」、「区域」等について定義している（第一条）。

2 投資の促進及び許可

一方の締約国は、自国の関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等について規定している（第二条）。

3 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること等について規定している（第三条）。

4 最恵国待遇

- 5 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について規定している（第四条）。
- 5 一般的待遇及び投資環境の整備
一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨規定している（第五条）。
- 6 裁判所の裁判を受ける権利
一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨規定している（第六条）。
- 7 透明性
各締約国は、この協定の対象となる事項に関連する法令等を速やかに公表すること等について規定している（第七条）。
- 8 腐敗行為の防止に関する措置
各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保する旨規定している（第八条）。
- 9 投資家の入国、滞在及び居住
一方の締約国は、自国の関係法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人等に対し、投資活動を行うことを目的として自国の区域に入国し、及び滞在することを許可する旨規定している（第九条）。
- 10 収用及び補償
いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適切かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨規定している。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について規定している。（第十条）

11 争乱からの保護

一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること等について規定している（第十一条）。

12 代位

自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について規定している（第十二条）。

13 資金の移転

一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを認めること等について規定している（第十三条）。

14 両締約国間の紛争の解決

この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等について規定している（第十四条）。

15 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること等について規定している（第十五条）。

16 安全保障のための例外

この協定の他の規定にかかわらず、各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置並びに国際的平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置をとることができること等について規定している（第十

六条)。

17 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、第三条(内国民待遇)の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十三条(資金の移転)の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる旨規定している(第十七条)。

18 信用秩序の維持のための措置

締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられない旨規定している(第十八条)。

19 知的財産権

両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与えること等について規定している。また、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間条約に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない旨並びにいずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定により当該一方の締約国が第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない旨規定している。(第十九条)

20 租税

この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先する旨規定している。また、第十条(収用及び補償)の規定は、租税に係る課税措置について適用すること等について規定している。(第二十条)

21 協議

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、投資に関連する事項について討議するために協議を行うことを提案することができること等について定める(第二十一条)。

22 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

締約国は、健康、安全若しくは環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等について規定している（第二十二条）。

23 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができ旨規定している（第二十三条）。

24 見直し

両締約国は、両締約国間の投資を更に促進することを目的として、一方の締約国の要請があつた場合には、この協定の見直しを行う旨規定している（第二十四条）。

25 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨規定している（第二十五条）。

26 最終規定

この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる旨規定している。また、この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する旨規定している。さらに、いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことによりこの協定を終了させることができること、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有すること等について規定している。（第二十六条）

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。